

事業番号	252
------	-----

平成24年度 事務事業評価シート

事業の概要	事務事業名	雨水幹線整備事業						担当部	都市建設部							
	会計区分	下水道事業特別会計			事業類型	施設整備系		担当課	河川課							
	事業期間	平成12年度以前			～	平成30年度以降			担当係	河川係						
	総合計画 分野別計画	主目的	5 都市基盤		26 河川・水路		1 河川整備を促進する									
		副目的														
	予算区分	款	2		項	1		目	1		大	6		中	1	
	根拠法令・個別計画	特定都市河川浸水被害対策法、下水道法、都市計画法、尾張都市計画下水道、公共下水道事業計画														
	実施・運営方法 ※費用合計に占める 経費の内訳(割合)	直接実施・ 運営	10 %			委託	90 %			助成	0 %					
	目的 (対象をどの様な 状態にするのか)	浸水区域の解消を図るための局所的な対応でなく、都市全域の総合的な雨水排水計画を策定して、被害の著しい地区の下水道を面的に考え事業を実施する。														
	内容 (手段)	<p>小牧市はじめ他の新川流域自治体で策定した、新川流域水害対策計画で平成47年頃までに総延長1,733mの雨水幹線を整備する。 また、雨水排水ポンプ場整備に伴い、当該地区の水路をポンプ場に流下させるため、水路を整備する。</p> <p>○平成23年度実施内容 雨水幹線整備事業に必要な下水道事業の変更認可を得た。 【委託業務内容】 用地調査業務等 3件(委託料:9,428千円)</p> <p>【現在着手事業】 〈下小針雨水幹線〉 平成24年度に県が実施する中江川改修事業に併せ樋管を設置し、その後総延長約1,090mの雨水幹線部分は函渠で既設市道の下に埋設する工事を8年程度掛けて実施する。(総事業費:約730百万円) 〈原川内水対策〉 県が施工する原川改修事業に併せて実施する排水ポンプ場への水路(延長約560m)の整備を原川及びポンプ場の整備時期に合わせ整備する。(総事業費:約78百万円) ○平成24年度実施内容 大輪ポンプ場の用地取得及び実施設計、向町ポンプ場用地取得を行って行く。</p>														
受益者負担	受益者負担なし															

		単位	H21決算額	H22決算額	H23決算額	H24予算額		
コスト	費用	直接経費	千円	8,564	1,732	9,428	121,000	
		正職員	従事者数	人	0.10	0.10	0.20	0.30
			人件費	千円	531	531	1,063	1,595
		その他職員	従事者数	人	0.00	0.00	0.00	0.00
			人件費	千円	0	0	0	0
		費用合計	千円	9,095	2,263	10,491	122,595	
	対前年比	%		24.8	463.5	1,168.5		
財源	一般財源	千円	5,455	2,263	10,491	56,795		
	国・県支出金	千円	1,940	0	0	38,000		
	その他財源	千円	1,700	0	0	27,800		

業	活動指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	事業進捗率(工事延長)	%	目標		0	0	0
実績				0	0	0	
		目標					
		実績					
		目標					
		実績					
績	成果指標名	単位		H21	H22	H23	H24
	事業進捗率(事業費)	%	目標		4	4	5
実績				3	3	4	
		目標					
		実績					

事業の自己評価	平成23年度の実施結果	事業の達成状況	下水道(雨水)整備の基となる小牧市流域関連公共下水道計画の変更認可を得、大輪ポンプ場及び向町ポンプ場の事業実施が正式に認められた。また、大輪ポンプ場及び下小針幹線実施に必要な用地調査を行なった。
	事業実施における課題等	事業を縮小・廃止したときの影響	内水氾濫による浸水被害の増大を防止するため、放流先河川の整備状況を注視しながら、効率よく事業進捗を図る必要がある。さらに、長期間を有する整備がほとんどであり事業認可に沿った整備が必要となる。 下水道認可地区における雨水流出量の増加と雨水排水能力の不足による内水氾濫で浸水被害が増大するのを防止する事業であり、一級河川及び準用河川へのすみやかな放流をする事業であることから、廃止すれば浸水被害を防止又は解消することができなくなると考える。
	今後の事業の方向性	方向性の判定	現状維持
		判定理由	雨水幹線、排水ポンプ場は整備に長い年月が必要なため、放流先河川の整備状況を注視しながらの進捗となるため現状維持と判断した。
		改善案等	放流先河川等の整備状況の情報収集、他機関との協議調整を充分に行い事業を遅滞なく進める。

二次評価	方向性の判定	判定理由
	現状維持	一次評価のとおり。